

# 事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	福祉タクシー事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	新見 英信	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	福祉タクシー事業（01-08-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	荒川区福祉タクシー事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	重度の知的障がい者、歩行困難な身体障がい者及び外出に支障のある上肢障がい者に対し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を提供する。				
対象者等	区内在住で、次の身体障害者手帳又は愛の手帳を所持する者（）内は平成21年4月現在の対象者数 下肢・体幹機能障がい者1～3級（1,116人） 視覚障がい者1・2級（215人） 内部障がい者1～3級（1,116人） 上肢機能障がい者1級（22人） 愛の手帳1・2度（99人） 施設・特養等入所者は除く 所得制限：扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下				
内容	<b>【利用方法】</b> あらかじめ区が業務委託契約を締結したタクシー会社を利用する。（平成21年6月現在107社） 申請（申請書は、対象者に毎年送付する） 所得審査 交付決定 乗降車地域：23区内 受益者負担：なし <b>【交付内容】</b> 申請月により交付される福祉タクシー券の冊数は異なる。（年最高額40,800円） 4～6月：4冊 7～9月：3冊 10～12月：2冊 1～3月：1冊 1冊（10,200円）… 500円券×15枚 + 100円券×27枚 <b>【支払及び事務手数料】</b> 区はタクシー会社からの請求に基づき、使用済みタクシー券の額面表示額の合計及び事務手数料を支払う。（平成21年度は3%）				
経過	昭和57年 4月 支給対象者拡大（内部障がい者1級、知的障がい者2度以上） 平成 3年 4月 区発行タクシー利用券から業者発行クーポン券に改め、乗降車区域を都内とする。 平成 5年 4月 年最高36,000円のクーポン券を40,800円（3,400円/月）に変更。 平成 6年 4月 支給対象者拡大（上肢機能障がい者1級） 平成10年 4月 所得制限（心身障害者福祉手当基準）導入。 平成11年 4月 業者発行クーポン券を区発行タクシー利用券に改め、乗降車区域を23区内とする。 事務手数料を8%とする。（平成12年：5%、平成13年：3%） 平成14年 4月 前年の偽造券発見（荒川区）により、偽造防止タクシー券を発行。 平成16年 4月 前年の不正利用発覚（他区）により、防止策として本人の氏名記載と手帳提示を義務化。 平成18年 4月 牽制効果があったため、券への氏名記載をなくす。 平成20年 6月 金券ショップでの転売発覚。7月よりタクシー券にナンバリングをし、交付管理を実施。 平成21年 4月 不正防止策として全券面にカナ氏名と交付番号を印字				
必要性	一般の公共交通機関を利用することが困難な障がい者が、日常生活を円滑に送り、生活圏の拡大を図るためには、柔軟な対応が可能なタクシーでの移動が不可欠である。福祉タクシー券を交付することでタクシーを利用しやすくなることから、必要性は高い。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <b>【タクシー業務委託先】</b> 東京都個人タクシー協同組合他81社 93,503,400円 （うち区内業者7社、車椅子乗車可能業者30社）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	95,096	99,241	99,938	100,706	104,397	105,753	103,365	
決算額（21年度は見込み）	92,630	95,500	98,913	100,113	99,865	103,271	103,365	
人件費			2,870	3,705	2,866	4,967		
【事務分担当量】（%）			55	65	75	80		
合計（+）	92,630	95,500	101,783	103,818	102,731	108,238	103,365	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	92,630	95,500	101,783	103,818	102,731	108,238	103,365	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	交付人数	2,633	2,724	2,751	2,815	2,841	2,865	2,909

# 事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需要	タクシー券印刷製本	975	タクシー券印刷製本	2,479	タクシー券印刷製本	1,988	
	印刷用紙代	143	その他	60	印刷用紙代	123	
	役務費	996	郵送料	1,129	郵送料	1,218	
	委託料	26	申請書封入委託	27	申請書封入委託	32	
	タクシー券封入委託	18	タクシー券封入委託	19	タクシー券封入委託	19	
	タクシー業務委託	95,238	タクシー業務委託	96,860	タクシー業務委託	97,813	
	リフト付自動車助成	2,468	リフト付自動車助成	2,697	リフト付自動車助成	2,172	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	交付人数	2,815	2,841	2,865	2,642	3,000	21年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	<p>4月1日にタクシー券を郵送するので、利用者の手元に届くのが4月2日以降となる。4月1日には使用したいという要望が多く、送付日程を再考する必要がある。 契約している事業者が平成21年度107社と増加しており、業務委託契約及び支払事務が煩雑化している。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施                      区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
4月1日に利用者の手元に届くように送付日程を検討する。	利用者がタクシー券を4月1日から利用できる。 また4月1,2日の窓口交付希望者が減ることが予想され窓口の混雑が防げる。
利用実績のないタクシー業者との契約を見直す。	業務委託契約及び支払における事務の効率化を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	現状の規模で実施する

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	リフト付自動車利用助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	渡邊 健太	内線	2 6 8 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	福祉タクシー事業 (01-08-01)				
事務事業の種類	新規事業（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	4 年度	根拠	荒川区リフト付自動車利用助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	通常のタクシー利用が困難な電動車椅子等を使用して外出する心身障がい者（児）に対し、リフト付自動車を利用した場合に、利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。				
対象者等	以下のいずれかの者 下肢又は体幹機能障がい1・2級の身体障害者手帳を所持する電動車椅子利用者又は愛の手帳も所持する車椅子利用者。 身体障害者手帳又は愛の手帳を所持し、ストレッチャーで移動する者。 平成21年6月1日現在24人				
内容	<p>【事業内容】利用を希望する者が、あらかじめ区に登録の申請をして利用認定を受けた後、利用者が直接、委託契約している事業者へ予約をし、利用する。</p> <p>【利用方法】 対象者からの申請 審査 決定（リフト付自動車利用助成券を交付する） 利用者は、区が委託契約を締結している事業者の中から利用する事業者を任意に選択し、利用助成券とタクシー料金を支払い利用する。 事業者は、毎月利用助成券を区へ提出し、区は利用者負担を除いた助成金を支払う。 （基本料金：15kmまで7,520円 7.5km超えるごとに3,420円増）</p> <p>【運行時間】 24時間利用可 【利用料】 利用者は通常のタクシー料金を支払う。 【予約方法】 利用者が直接事業者へ電話で予約する。 【乗降車区域】 23区内及び三鷹市、武蔵野市内（走行距離上限105kmまで） 【車種】 定員7～9人（車椅子2台分含む）モーター駆動リフト付</p>				
経過	<p>平成 4年 4月 リフト付タクシー運行事業開始。特命随意契約により日立自動車㈱に業務委託。</p> <p>平成14年 4月 指名競争入札導入（委託先：日立自動車㈱）</p> <p>平成16年 4月 リフト付タクシー運行管理業務委託をリフト付自動車利用助成事業業務委託に事業変更年間借上方式から利用実績に応じた助成方式へ変更（複数事業者3社と契約） 対象者を、障害者手帳を所持する者で、車椅子対応タクシーを利用できない電動車椅子等利用者及びストレッチャー利用者限定</p> <p>平成20年 4月 契約事業者を2社に変更</p>				
必要性	車椅子対応のタクシーが増加してきたが、電動車椅子やストレッチャーで乗車できるタクシーは、まだまだ少なく、電動車椅子等利用者の生活圏の拡大、社会参加の推進を図る手段として、本事業は必須である。				
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 委託先：日立自動車（株） 三陽自動車（株）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	9,954	4,334	2,719	3,586	4,007	2,839	2,172	
決算額（21年度は見込み）	9,954	4,030	2,719	3,586	2,468	2,697	2,172	
人件費			862	854	671	847		
【事務分担量】（%）			10	10	35	10		
合計（ + ）	9,954	4,030	3,581	4,440	3,139	3,544	2,172	
国（特定財源）								
都（特定財源）	3,000			1,786	1,231	1,424	1,087	
その他（特定財源）								
一般財源	6,954	4,030	3,581	2,654	1,908	2,120	1,085	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	延べ利用者数	1,396	1,005	954	1,027	1,106	903	752
	助成回数		483	408	504	405	451	373

# 事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	利用助成金	2,468	2,468	利用助成金	2,697	利用助成金

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
利用者数		1,027人	1,106人	903人	147人	1,200人	延べ利用者数 21年度は6月1日現在
助成回数		504回	405回	451回	73回	620回	延べ利用回数 21年度は6月1日現在
利用者数 / 利用登録者数		63%	67%	50%	38%	-	21年度は6月1日現在

（問題点・課題分析）	利用者数が徐々に減少しているため、実際に利用したいと思っている区民の数を確認する必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
潜在的な利用者数の把握	より適切な規模で事業を実施することができる
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	コミュニティバス障がい者利用負担助成	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	コミュニティバス障害者利用負担軽減費（01-08-02）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	荒川区コミュニティバス障害者運賃補助要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	荒川区内を運行するコミュニティバスの運賃を身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保を図る。				
対象者等	障がい者手帳所持者（区内・区外問わず）でバス利用者				
内容	<p>【運賃免除方法】 コミュニティバス乗車時に運転手に対し障がい者手帳を提示し、運賃免除を受ける。 平成20年10月からは、コミュニティバス専用パスの提示により運賃免除とする。</p> <p>【補助方法】 コミュニティバス運行事業者（京成バス）からの実績報告に基づく、障がい者手帳等による運賃免除を受けた実績人数により、通常運賃から障がい者の民営バス運賃割引を差し引いた金額を運行事業者にに対し補助金額として支払う。</p> <p>【民営バス運賃割引】 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の単独利用 ... 5割免除 第1種身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者同伴 ... 5割免除 については「心身障害者民営バス乗車割引証」が必要 精神障害者保健福祉手帳所持者の単独利用 ... 5割免除</p> <p>【精神障がい者の取扱経過】 コミュニティバス運行開始時においては、精神障がい者については民営バス運賃割引が適用されなかったため、全額区が負担していた。その後、平成18年10月から手帳が写真付（更新の際に順次切り替え）となり、写真付手帳所持者については運賃割引適用となった。精神障害者保健手帳が2年間の有効手帳であるため、所持者全員が写真付手帳となる平成20年10月から、民営バス運賃割引適用後の5割について区が負担することとなった。 これにより、障がいの種類にかかわらず、全障がい者が民営バス運賃割引の対象となった。</p>				
経過	平成17年 4月20日 バス運行開始 平成20年10月 コミュニティバス専用パスの運用開始 利用者のプライバシー保護や手帳の紛失防止から専用パスの発行が要望されていた				
必要性	荒川区内を運行するコミュニティバスは障がい者に配慮された車両を導入し、障がい者の使いやすい交通手段として利用されている。その運賃を免除することにより、障がい者の交通手段を確保するため、必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【補助支払】四半期毎実績払い				

		（単位：千円）						
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算・決算額等の推移	予算額		442	930	1,460	1,266	1,908	1,932
	決算額（21年度は見込み）		0	930	1,207	1,241	1,515	1,932
	人件費			669	666	427	2,118	
	【事務分担量】（%）			15	15	5	25	
	合計（+）	0	0	1,599	1,873	1,668	3,633	1,932
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	1,599	1,873	1,668	3,633	1,932	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	補助対象者数			10,789	13,950	14,321	17,146	23,520
	パス発行件数						286	300

# 事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運賃補助		1,241	運賃補助	1,431	運賃補助
一般需用費				パス印刷製本	84	パス印刷製本	84

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
補助対象者数（実績）		13,950	14,321	17,146	23,520	-	パスを利用した障がい者数（21年度は見込み人数）
専用パス発行件数		-	-	286	12	-	21年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>身体障害者手帳、愛の手帳（又は療育手帳）又は精神保健福祉手帳の提示により補助の適用となるため、区内在住・在勤者以外の運賃についても負担している。</p> <p>平成20年10月より運用開始したコミュニティバス専用パスの利用促進を図る。</p>
他区の実況	<p>（実施 1 区 未実施 区）</p> <p>港区：身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳所持者は全額免除                  その他荒川区と同様の事業者運営による区は民営バス割引のみを適用</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>相談支援業務の中で、コミュニティバスの利用、特に、専用パスの利用について、対象者への周知を図る</p>	<p>障がい者の交通手段の確保、生活圏の拡大を図ることができる</p>
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

# 事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	福祉のまちづくり・鉄道駅エレベーター等整備支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2 6 8 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	鉄道駅エレベーター等整備支援事業費				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	8 年度	根拠	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、東京都福祉のまちづくり条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	1 建築物のバリアフリー化：高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新築、改築の際、助言指導を行い、整備基準に適合させる。 2 移動、交通のバリアフリー化：バリアフリー新法に基づき、鉄道業者が行う鉄道駅のエレベーター設置等垂直移動手段確保の事業に補助を行う。				
対象者等	1 推進事務：一般都市施設を所有し又は管理する者（施設所有者等） 2 駅エレベーター整備補助：国土交通省が実施する交通施設バリアフリー化設備整備費補助要綱等に基づき、エレベーター等を設置する鉄道事業者				
内容	1 推進事務：施設所有者等の届出を受け助言指導し、整備基準に適合している場合、適合証交付。 (1) 特定施設の新設・改修の届出を受け、指導・助言する。 (2) 整備基準適合証の交付申請に応じ、適合証を交付する。 2 駅エレベーター整備補助：鉄道駅にエレベーターや誰でもトイレを設置する鉄道事業者に対し、国土交通省とともに工事費の補助を行う。 費用負担割合：鉄道事業者1/3以上、国1/3（ただし乗降客10万人以上の駅は対象外。）区市町村1/3（ただし都が1/2補助するため実質1/6） 参考 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）平成18年6月成立・施行、従来のハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、旅客施設等と建築物のシームレスな整備を行う。				
経過	H 7年 3月 東京都福祉のまちづくり条例制定 H 8年 9月 整備基準制定（条例全面施行） H13年 2月 京成町屋駅にエスカレーター設置補助 H14年度から3カ年 東京都福祉のまちづくり地域支援事業を実施（歩道整備など行う。H17.3終了） H16年 2月 京成新三河島駅にエレベーター設置補助 H18年 6月 JR東日本・西日暮里駅エレベーターの設置補助 H20年 6月 京成町屋駅にエレベーター設置・だれでもトイレ設置補助 H21年 2月 京成町屋駅エレベーター等共用開始				
必要性	障がい者や高齢者をはじめ、すべての区民が、自由に行動し、社会参加のできるやさしいまちを実現する。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1 推進事務：都市整備部建築課で実施、都特例交付金の受入事務のみ障害者福祉課 2 駅エレベーター整備補助：障害者福祉課にて事業者への補助及び都補助金の受入事務を行う				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
		予算額	18,100	0	0	55,000	0	26,120
	決算額（21年度は見込み）	18,050	0	0	55,000	0	25,920	0
	人件費			431	854	342	424	
	【事務分担当】（%）			5	10	4	5	
	合計（+）	18,050	0	431	55,854	342	26,344	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	10,782	27,581	89	27,675	94	13,152	0
	その他（特定財源）							
	一般財源	7,268	-27,581	342	28,179	248	13,192	0
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	整備基準適合証交付件数	2	3	2	5	2	8	
	特定施設届出・指導助言件数	21	17	9	13	10	3	
	エレベーター等整備実績（台数）	1			2		1	0

# 事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金			エレベーター整備補助	25,920		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
標	区内鉄道駅数（含む都電）	24駅	28駅	28駅	28駅	28駅	19年度日舎線4駅開業
	国土交通省のらくらくお出かけ度ランクがの鉄道駅	19駅	25駅	25駅	26駅	27駅	とは改札内外に段差がない場合
	区内鉄道駅の整備状況	79.2%	89.3%	89.3%	92.9%	96.4%	/ の比率

（問題点・課題）	<p>1日の乗降客5,000人以上、出入口とホームの高低差5メートル以上の鉄道駅については、バリアフリー新法によって、平成22年度までのエレベーター等の設置が義務付けられている。</p>
他区の実況	<p>（実施 18 区 未実施 5 区）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自まちづくり条例制定 1区（実施 世田谷）</li> <li>・独自まちづくり整備要綱策定 17区（未実施 中央、江東、足立、江戸川）</li> <li>・共同住宅等に横だし・上乗せ規定し事前協議・届出</li> </ul>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区内のエレベーター未設置の鉄道駅を持つ事業者に、整備補助を行う。 （JR三河島駅7月中に事前協議を受領予定）	区内の鉄道駅のバリアフリー化が図れる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	多数の人が利用する駅において、障がい者のみならずエレベーター整備は必要である

議（要質問状）	12年四定 「福祉のまちづくり条例とマニュアルの制定について」（建築課あて）
---------	--





# 事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	IT講習会	289	IT講習会	287		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	IT講習会参加者(累計)	35 (166)	15 (181)	29 (71)	-	-	-
	インターネットスポット利用件数	600	475	552	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題)	当該業務については、区立障害者福祉会館の指定管理業務内であったため、平成21年度に当該会館管理運営業務に統合する。
他区の実況	（ 実施 区                      未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	休止・完了	障害者福祉会館運営費に統合

(議会要旨)	14年一定 「機器の購入費助成、インターネット接続料補助について」
--------	-----------------------------------

# 事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	あんしん歩行エリア整備費	部課名	土木部道路課	課長名	伊藤 勝弘
		担当者名	鈴木 奈津子	内線	2738
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	あんしん歩行エリア整備費				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	16年度	根拠	道路法、バリアフリー新法
終期設定	有	無	24年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	日暮里駅周辺地区のバリアフリー対策を実施することにより、歩行者と自転車利用者の安全な通行を確保することを目的とする。				
対象者等	特定経路（日暮里中央通り及びあやめ通り）				
内容	<p>日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の特定経路として位置づけられている以下の区道について、歩道の構造をマウントアップ形状からセミフラット形状に再整備し、歩道のバリアフリー化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日暮里中央通り...平成17年度～19年度（延長:540m 尾竹橋通り～日暮里駅前広場）</li> <li>・あやめ通り ... ～22年度（延長:570m）</li> </ul> <p>* 特定交通安全施設等整備事業費</p> <p>* バリアフリー新法に規定する特定道路の指定：平成20年12月22日付け国土交通省告示第1500号</p> <p>* 次期あんしん歩行エリア（計画期間：平成20～24年度）</p> <p style="text-align: center;">歩道のバリアフリー化のみとした当初計画を見直し、あわせて無電柱化も推進していく計画に変更！</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・13年度：日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の策定</li> <li>・15年度：あんしん歩行エリアの指定</li> <li>・16年度：日暮里中央通り詳細設計委託</li> <li>・17年度～：日暮里中央通り整備工事着手</li> <li>・19年度：日暮里中央通り整備工事完了</li> </ul>				
必要性	日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想に基づき、歩行者と自転車利用者の安全対策とバリアフリー対策を速やかに実施する必要がある。				
実施方法	( 3委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額		8,224	56,472	67,128	83,304	0	0	
決算額（21年度は見込み）		8,190	55,650	66,150	81,690	0	0	
人件費			13,360	9,223	13,664	2,118		
【事務分担量】（%）			155	108	160	25		
合計（+）	0	8,190	69,010	75,373	95,354	2,118	0	
国（特定財源）			18,150	25,300	28,050			
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	8,190	50,860	50,073	67,304	2,118	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	設計委託		一式					
	整備工事:日暮里中央通り(m)			190	200	150		

# 事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	工事請負費	道路整備工事	81,690				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	進捗率(%)：日暮里中央通り	63.0	100			(19年度完了)	施工延長 / 総延長(540m)
	進捗率(%)：あやめ通り					100	施工延長 / 総延長(570m)

（問題点・課題）	<あやめ通り> ・日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の整備プログラムに基づく計画的な施工が必要である。
他区の実況	（実施 13 区 未実施 9 区） <実施区> 千代田、中央、港、世田谷、目黒、渋谷、杉並、文京、豊島、台東、足立、葛飾、江戸川

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<あやめ通り> 日暮里駅周辺において鉄道事業者や道路管理者等が実施している各事業の整備プログラムとの整合性を図る。	日暮里駅周辺のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進することができる。
現行のあんしん歩行エリアを見直して、交通安全施設等の整備や交通規制に計画的かつ積極的に取り組む。	歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保できるとともに、交通事故の抑止効果も見込まれる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	だれもが安心して外出できるよう整備が重要である。

議（要質旨問）	<日暮里中央通り> H15三定：植え込みを改善して色とりどりの花を植え、観光名所と呼ばれるに相応しい道とし、さらにバリアフリー化を進めること
---------	---